



QUNO

クエーカー国連事務所



拘禁された親を持つ子ども 国際基準とガイドライン

ルーシー・ハルトン ローレル・タウンヘッド

2020年3月

この文書は、クエーカー国連事務所(QUNO)による、拘禁された親を持つ子どもに関する進行中の取り組みの一部である。これには、死刑を科され、あるいは執行された親を持つ子どもへの特別な着目も含まれている。この範疇の子どもに関する法的な基準についての、より詳細な分析としては、以下を参照のこと:

ステファニー・ファリオール(2019年)「死刑宣告を受けた、あるいは死刑を執行された親を持つ子どもの権利保護に関する専門家による法的分析」

(Stephanie Farrior (2019), Protection of the Rights of Children of Parents Sentenced to Death or Executed: A Legal Analysis (Quaker United Nations Office, Geneva)

QUNOの過去の資料および活動については: <https://quno.org/resources/Children-of-Prisoners>

QUNOは、NNAPeSと共同で「チャイルド・ライツ・コネクト 被拘禁者の子どもに関する作業部会」を開催している。作業部会の詳細はオンラインで入手することができる:

https://www.childrightsconnect.org/working_groups/children-of-incarcerated-parents

人権 & 難民

QUNOは、すべての個人が持つ生まれながらの価値への信念から、すべての人の人権の促進と保護のために活動している。QUNOの人権 & 難民プログラムは、国際的な政策立案者に理解されるよう、周縁に追いやられた集団の問題を取り上げており、より強力な国際基準へとつながっている。第一線にある組織は、こうした国際基準を、苦痛を抑え、生活を改善し、不正義の根本原因に立ち向かうツールとして活用できる。QUNOの活動は、被拘禁者の子ども、死刑を科されあるいは執行された親を持つ子ども、良心的兵役拒否者、先住民族、移民、難民に焦点を合わせている。さらなる情報あるいはコメント・フィードバックの共有には、以下にコンタクトをとって頂きたい:

ルーシー・ハルトン
人権 & 難民プログラム プログラムアシスタント
lhilton@quno.ch

ローレル・タウンヘッド
人権 & 難民プログラム 代表
ltownhead@quno.ch

謝辞

推奨引用方法:ルーシー・ハルトン=ローレル・タウンヘッド(2020)『拘禁された親を持つ子ども:国際基準とガイドライン』(クエーカー国連事務所、ジュネーヴ)

QUNOの成果物はすべてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのもとで出版されている。ライセンスに関する詳細情報は creativecommons.org で入手できる。QUNO出版物は自由にQUNOのウェブサイト quno.org からダウンロードできる。冊子は要望に応じて入手可能。表紙の写真はChildren of Prisoners Europeの好意によるもので「2017年Relais Enfants Parents Romandsおえかき大会」で撮影された。作者はElias。

本翻訳は、QUNOによる許諾のもと、特定非営利活動法人CrimeInfoがその活動の一環として作成した。

訳: 千田瑛子 (監訳: 田鎖麻衣子 (特定非営利活動法人CrimeInfo))



目次

序文	4
第1部: 包括的な原則	5
被拘禁者の子どもは特に脆弱であり、刑事司法手続において考慮されなければならない	5
子どもの最善の利益	6
拘禁された親あるいは養育者(母親に限られない)の子ども	7
第2部: 拘禁された親を持つ子どもの権利を保障するための国家へのガイダンス	9
親や養育者が逮捕された場合	9
両親や養育者の量刑において、子どもの最善の利益を優先する	9
分離の防止	10
拘禁者から生まれた子ども	10
刑務所内に暮らす子ども	10
親の拘禁により分離された子ども	11
終身刑を科された親の子ども	12
死刑を科された親の子ども	12
釈放と再統合	12
データと訓練	12
脚注	13

序文

拘禁された親を持つ子どもが直面するリスクや権利侵害は、刑事司法制度や刑罰制度が子どもの存在に留意せず、あるいは、子どもの権利を考慮すべきこととみなさないことによって、より深刻なものになる可能性がある。こうした回避可能な人権侵害への懸念から、QUNOは、親の拘禁が子どもに与える影響について、子どもの権利保護の国際基準の観点から、15年以上にわたって啓発活動を行ってきた。

QUNOは、「チャイルド・ライツ・コネクト 被拘禁者の子どもに関する作業部会」や「拘禁された親を持つ子どもの国際連盟(INCCIP)」を通じて、世界中のNGOや学術関係者と協働している。これらのネットワークによって、QUNOの活動は、子どもや彼らの権利を守るために直接活動している人たちの経験に基づいたものになっている。

これまでの活動には、以下のようなものがある。

- ・ 国連子どもの権利委員会の2011年一般的討議の支援
- ・ こうした子どもたちの権利に関する、子どもの権利委員会の総括所見の提唱とカタログ化
- ・ 拘禁された親を持つ子どものメンタルヘルスの問題に対する回復力と脆弱性に関する汎欧州的な調査プロジェクトである「COPINGプロジェクト」との提携
- ・ 自由を奪われた子どもに関する国連グローバル調査の開発への参加

QUNOは、近年この問題に国際的に高い関心が寄せられてきたことを歓迎し、第14回国連犯罪防止刑事司法会議を契機として、国際基準に関する我々の従前のレポート資料を更新し再発行する。

本文書は、拘禁された親を持つ子どもに関する国際基準の現状について、法的文書、条約機関による勧告、国際機関が発行したその他のガイダンスをまとめた概要である。本文書の目的は、拘禁された親を持つ子どもの権利についての認識を促すこと、そのような子どもの権利をどのように確保するかについて国家が国内で検討する際のガイダンスとなること、そして基準の改善に貢献することである。

第1部： 包括的な原則

被拘禁者の子どもは特に脆弱^{ぜい}であり、刑事司法 手続において考慮されなければならない

現在では、刑事司法政策と実施のあらゆる面において、子どもの権利が考慮されなければならないという理解が、人権機関と犯罪防止・刑事司法機関の双方においてなされている。

拘禁された親を持つ子どもにとっての重要な権利には、子どもの権利条約(訳注:日本政府は「児童の権利に関する条約」と訳している)で保護されているように、以下のものが含まれる。

- ・父母の地位や活動によって差別されないという権利(子どもの権利条約2条2項)
- ・父母のいずれとも接触を維持する権利(子どもの権利条約9条3項)
- ・自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、聴取される権利(子どもの権利条約12条2項)
- ・自己に影響を及ぼすすべての措置において、自己の最善の利益が考慮される権利(子どもの権利条約3条1項)

これらの権利とその意味するところは、国際的、地域的制度において、ますます認識されるようになっていく。国連レベルでは、子どもの権利委員会が、こうした子どもの処遇や権利についてのガイダンスを率先して提供してきた。同委員会は、乳幼児期における子どもの権利の実施に関する2005年の一般的意見において、このような子どもが特に危険にさらされているとの認識を示している。

子どもが親を失い、遺棄され、もしくは家族のケアを剥奪されたとき、または子どもが関係性の長期的中断もしくは分離(たとえば…親の拘禁…によ

り)を経験するとき、発達に対する子どもの権利は重大な危険にさらされる。これらの困難状況が子どもにどのような影響を及ぼすかは、子ども自身の回復力、年齢および状況、ならびに、幅広い供給源からの支援および代替的養護の利用可能性によって、さまざまである¹。

委員会は、国家に対する総括所見を通じて、多くの活動を行ってきた。これらの所見については、本文書でも言及しており、オンライン <http://www.crccep.com/index.php> で検索可能である。

自由を奪われた子どもに関する2019年国連グローバル調査は、「主たる養育者と共に刑務所内に暮らす子ども」の章を含め、この分野に画期的な貢献をもたらした。この章には、子どもの権利委員会や地域的人権保障システムの意見や勧告の多くを補強する、国家に対する23の勧告が含まれている。これらの勧告については、本文書の中で言及する。

国連の犯罪防止・刑事司法のシステムにおいては、第12回国連犯罪防止刑事司法会議(kongress)のサルバドル宣言が、被拘禁者の子どもの人権を考慮し、そのニーズに対応する必要性を強調している²。「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則(バンコク・ルールズ)」の中の被拘禁者の子どもに関する規定は、この問題に対する理解が進んでいることを示している³。バンコク・ルールズは、特に女性被拘禁者の処遇に焦点を当てたものであるが、子どもの最善の利益を考慮することを求める規則を含んでいる⁴。こうした進展は、改訂被拘禁者処遇最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ)に反映され、親と一緒に刑務所内に暮らす子どもに関する決定は、子どもの最善の利益に基づいて行わなければならない、というバンコク・ルールズの規定を反映した規則が盛り込まれている⁵。このことは「犯罪防止及び刑事司法分野における子どもに対する暴力廃絶に関する国連モデル戦略及び実践的措置」においても認識されている。ここでは、拘禁された親を持つ子ども

を「司法制度に接触している子ども」の定義に含め、モデル戦略で概説されている保護の対象をこのような子どもにも拡大している⁶。

地域的人権保障システムもまた、この分野での明確かつ継続的なガイダンスを提供してきた。子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章は、人権に関する条約として唯一、被拘禁者の子どもが直面する特定のリスクに対応するための明文の規定を、独立した条文で置いている⁷。2013年には、子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会(ACERWC)が、拘禁された親を持つ子どもと主たる養育者に関する一般的意見1号を公表した⁸。ACERWCは、ほぼすべての既出の総括所見の中で、これらの子どもの権利に関するさらなるガイダンスを提供している。これらについては本文書の中で言及する。

欧州議会は、拘禁された親から分離された子どもと、親と一緒に拘禁された子どもの双方について、子どもが権利を享受する上で複合的な影響があることを認識しており⁹、欧州評議会は2018年に、拘禁された親を持つ子どもの処遇について、国家に詳細な指針を提供する具体的かつ詳細な勧告を発表した¹⁰。

子どもの最善の利益

子どもの養育に責任をもつ者の拘禁に関するすべての決定において、子どもの最善の利益が第一に考慮されるべきであるというのが、包括的な原則である¹¹。子どもに影響を与えるすべての決定において、子どもの最善の利益を第一に考慮すべきという要請は、子どもの権利条約に明記されており¹²、拘禁された親をもつ子どもの最善の利益について具体的に言及した、子どもの権利委員会の2013年の一般的意見14号で詳しく説明されている¹³。

最善の利益の原則とは、実質的な権利であり、解釈におけるアプローチであり、手続上の規則でもあり、これらはすべて、拘禁された親を持つ子どもの最善の利益を考慮するうえで関連する。したがって、被拘禁者の子ども、あるいは拘禁の可能性に直面している親を持つ子どもに関しては、以下において、最善の利益の評価が取り入れられるべきである。

・逮捕時点における措置と判断

- どのような制裁を求めるかという訴追者の判断
- 公判前段階での拘禁を行うか否かに関する判断
- 拘禁への代替措置や死刑の適用を含め、有罪後の量刑についての判断
- 子どもが養育者と共に刑務所に入るべきか、養育者と共に刑務所に残るべきかという判断
- 子どもや養育者に対する国の経済的その他の支援の廃止に関する判断

子どもの最善の利益は、子どもの健康と福祉に関する適格な専門家によって慎重に、かつ独立して検討されるべきであり¹⁴、なされた判断は当該期間を通じ、必要に応じて見直されるべきであり¹⁵、司法審査の対象とされるべきである¹⁶。適切な場合にはいつでも、最善の利益の評価の一環として、子どもに影響を与える決定に関し、子どもの意見を聴取する機会が提供されるべきである¹⁷。

子どもの権利委員会は以下のように強調している。

最善の利益の基本的評価とは、子どもの最善の利益に関連するすべての要素の総合評価であり、各要素の重みは他の要素次第で変化する。すべての要素がどの事案にも関連するわけではなく、また事案が異なれば用いられる要素およびその用いられ方も変わりうる。各要素の内容は、決定の態様および具体的事情に応じ、子どもおよび事案ごとに、さまざまであるのが当然であるし、全般的評価における各要素の重要性についても同様である¹⁸。

さらに、このような状況では、最善の利益の評価の要素がしばしば相反することになる。例えば、主たる養育者と分離されることが子どもの最善の利益になることはほとんどないし、刑務所内に暮らすことが子どもの最善の利益になることもほとんどない。したがって、「このような状況では、子どもの最善の利益となる解決策を見つけるために、各要素を比較衡量しなければならない」¹⁹。このため、自由を奪われた子どもに関する国連グローバル調査における重要な勧告は、「(a)主たる養育者に対する拘禁措置または拘禁刑を否定する方向の推定」は、「親の拘禁による家族分

離の有害な影響と、親と共に自由を剥奪されることによる有害な影響の双方」を考慮して適用すべきであるとしている²⁰。

子どもの権利委員会は、特に拘禁された親を持つ子どもに関して、「あらゆる分野で子どもの最善の利益を判断し、またそれを第一の考慮事項として正当に重視するために、権限を持つすべての関係者のガイダンスとなるような手続と基準(を発展させる)」よう勧告している²¹。この衡量のプロセスは、個別に行われるべきであり²²、またその際に、刑務所収容の全体的な環境、乳幼児期に親子が接触するという特別なニーズ²³、そして拘禁代替措置の潜在的な影響²⁴を考慮する必要がある。事案ごとの評価が必要であるため、国家は刑務所内に暮らす子どもに、厳格な年齢制限を課すべきではない²⁵。自由を奪われた子どもに関する2019年の国連グローバル調査では、最善の利益の評価に不可欠な要素には、以下のものが含まれると勧告している。

...情緒的、身体的な健康状態、母親との強固かつ早期の愛着形成と母乳育児が可能であること。意思決定者が考慮すべき要素には...**子どもの福祉と最善の利益に影響を与える限りにおいて**、潜在的な養育能力、犯罪の性質、刑期、養育者の刑務所での行動などが含まれる²⁶。

このような状況における最善の利益の判断は複雑であるため、最善の利益の評価に関する詳細な専門的ガイダンスが必要とされる²⁷。ガイダンスは、子どもの権利委員会の一般的意見14号、および、子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会(ACERWC)の拘禁された養育者の子どもに関する一般的意見1号、特に、養育者への量刑において子どもの最善の利益を評価するための5つのポイントを参考にすべきである²⁸。

[子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章の]第30条の実施には、国家が自らの量刑手続を見直し、それに応じて、以下の改革を行うことが必要となる。

(a) 量刑を行う裁判所は、その可能性が示唆される場合には、有罪とされた者が主たる養育者であるかどうかを、必ず確認すべきである。

(b) 拘禁刑が検討されている場合には、裁判所は、拘禁刑が子どもに与える影響も確認すべきである。

(c) 適切な刑が明らかに拘禁刑であり、有罪とされた者が主たる養育者である場合、裁判所は、養育者が拘禁されている間に子どもが十分な養護を確実に受けられるような措置を講じる必要があるかどうかについて、配慮しなければならない。

(d) 適切な刑が明らかに非拘禁刑である場合、裁判所は、子どもの最善の利益を念頭に置いて、適切な刑を決定しなければならない。

(e) 最後に、適切な量刑に幅がある場合、裁判所は、どの刑を科すかを決定する際の重要な指標として、子どもの最善の利益の原則を用いなければならない。

拘禁された親あるいは養育者(母親に限られない)の子ども

子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益を追求することが目的である以上、拘禁された親や代替養育者を持つ子どもに対しては、親や養育者のジェンダーにかかわらず、基準や保護が適用されるべきである。こうした認識に立ち、子どもの権利委員会は、拘禁された親を持つ子どもに関する一般的討議の後に発表した勧告で、親だけでなく養育者にも言及している²⁹。この一般的討議の後に採択された、子どもの権利に関する人権理事会決議も、単独または主たる養育者に言及している³⁰。

同様に、ACERWCは一般的意見1号において、子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章30条による保護を、「当該社会で承認された公式の取り決め、または、非公式の利用可能なメカニズムのいずれかによって」拘禁に直面している養育者の監護下に置かれているすべての子どもに拡大している³¹。ACERWCは、総括所見の中でこの言葉を一貫して体系的に使用しており、より狭義の「母親」という言葉は、通常、国家の政策に関連する特定の状況に限って使用している。マラウイに対する2018年の勧告など、国家に対して行ったいくつかの総括所見の中では、これを反映し

た国家の実践の重要性を強調している。

拘禁された母親に与えられている保護を、子どもがその監護下に置かれている主たる養育者、または単独の養育者にも拡大すること³²。

欧州評議会の、拘禁された親を持つ子どもに関する勧告では、「母親」ではなく「親」という表現が一貫して用いられており、また「養育者」という表現も含まれている³³。

バンコク・ルールズでは、より広い範囲での適用が認識されており、「被拘禁者である母親の子どもに焦点が当たっているが、子どもの生活における双方の親の中心的な役割を認識する必要がある。したがって、これらの規則の一部は、父親である男性被拘禁者や犯罪者にも等しく適用される」とされている³⁴。

第2部： 拘禁された親を持つ子どもの権利保障のための国家へのガイダンス

第2部では、拘禁された親を持つ子どもの権利侵害を防ぎ、彼らが直面する被害を少なくするため、国家がどのように国際基準を実施すべきかについて、発展しつつある一連のガイダンスを紹介する。

国家は、リスクのある家族に対し、犯罪の根本原因に取り組み、予防的・早期介入的なサービスを提供するための対象プログラムに資金を提供し、支援するなどして、犯罪の根本原因への対処に取り組むことで、親の拘禁による悪影響を回避することができる³⁵。

親や養育者が刑事司法制度と接触するすべての段階で、国家は以下のことを行うべきである。

- ・ 拘禁された親を持つ子どもへ、カウンセリング、心理的治療、社会的支援³⁶、増大する暴力の危険性からの保護を含む³⁷支援を提供する
- ・ 刑務所間の移送に関する情報の適時の提供を含め、子どもの情報を得る権利を尊重する³⁸
- ・ 子どもに影響を与える決定において、その意見が考慮されるという子どもの権利を尊重する³⁹
- ・ 一方または双方の親が刑務所にいる子どもに対するスティグマや差別を防止すること⁴⁰、これには子どものプライバシー権の保護が含まれる⁴¹
- ・ 親の犯罪の容疑や有罪判決によって、いかなる形でも子どもが罰せられることのないようにする⁴²

親や養育者が逮捕された場合

すべての段階で子どもの権利を考慮し、子どもの最善の利益を優先する。これは、法執行機関、刑務所職員、司法を含むプロセスに関わるすべての関係者が行うべきことである⁴³。

親の逮捕に子どもが立ち会う、あるいは立ち会う可能性がある場合に、法執行機関の職員が守るべきプロトコル、または逮捕に立ち会わない子どもへ通知するためのプロトコルを作成すること⁴⁴。

欧州人権裁判所の2019年の判決は、親を逮捕する際に子どもの最善の利益を考慮することの基本的な重要性を強調している。A対ロシア事件では、締約国は、9歳の娘の目の前で暴力的に逮捕された男性につき、娘の利益を考慮しなかったとして、欧州人権条約第3条への違反を認定された。裁判所は、逮捕が娘の学校の外で行われたため、現場に娘がいることは予測可能であり、国家当局としては、父親の逮捕を計画・実行する際に娘の利益を考慮すべきであったことを明確に指摘した⁴⁵。

親や養育者の量刑において子どもの最善の利益を優先する

親や養育者の量刑に関連する決定において、子どもの最善の利益が常に第一に考慮されることを確実にすること⁴⁶。

そのような決定を行う権限を持つすべての人に、子どもの最善の利益が慎重に、かつ、独立して評価され、第一の考慮事項として適切な重みを与えられるようにするためのガイダンス及び明確な手続が、確実に与えられるようにすること⁴⁷。

適切な場合には常に、親や養育者に対して、拘禁への代替措置や社会内刑罰を用いること⁴⁸。

分離の防止

検察官は、要求している刑罰が、被告人の子どもの福祉と最善の利益に与える潜在的な影響を考慮すること⁴⁹。

公判前の段階を含め、親や養育者に対する拘禁代替措置を用いて、分離を防ぐこと⁵⁰。

自由を奪われた子どもに関する2019年国連グローバル調査は、「主たる養育者に対する拘禁措置または拘禁刑を否定する方向の推定」を勧告している⁵¹。これを促進するため、国家は「リスクのある家族に支援サービスを提供して拘禁刑を防ぐために、あらゆる司法的・行政的な仕組みを見直し、ダイバージョンその他の代替措置を用いる」べきである⁵²。

拘禁の停止を含め、両親や養育者が、刑務所への入所前に子どもの養護の手配をできるようにすること⁵³。

欧州評議会による2018年の「拘禁された親を持つ子どもに関する勧告」は、この問題について具体的なガイダンスを示している。

子どもの養育に責任を有する者は、入所前または入所時に、子どもの最善の利益を考慮して、子どものための手配をすることができるものとする⁵⁴。

妊娠中の人に拘禁代替措置を用いることにより、刑務所内での(または被拘禁者による)出産を回避すること⁵⁵。ACERWCは、この点について特に一貫したガイダンスを提供しており、国家に対して、妊娠中の人には非拘禁刑を出すよう、繰り返し明示的に勧告している⁵⁶。

被拘禁者から生まれた子ども

刑務所内で適切な産前・産後の設備とケアを提供すると共に、可能な場合には常に、出産が刑務所外の病院で行われるようにすること⁵⁷。刑務所その他の拘禁施設内で出産が行われる場合には、遅滞なく出生の登録を行い、出生地として拘禁施設が記載されないようにすること⁵⁸。

妊娠中の被拘禁者に対するヘルスケアが、「拘禁された女性の健康に関するキエフ宣言」と関連ガイダンス⁵⁹及びバンコク・ルールズ⁶⁰に沿ったものであるようにすること。

子どもが、出生直後及びそれ以降、母乳育児やスキンシップなど、親との絆を持つための機会を得られるようにすること⁶¹。

刑務所内に暮らす子ども

刑務所内に居住することによる潜在的な害を軽減する目的で、子どもの年齢、滞在期間、外界との接触、刑務所内外の移動などを含む、刑務所内に住む子どもに関する指針を作成し、実施すること⁶²。

親と一緒に刑務所内に住む子どもの生活環境が安全で⁶³、子どもの身体的、精神的、道徳的、社会的な発達のために適切なものであるようにすること。これには、保健・教育サービス、及び、遊ぶ権利を享受できるようなおもちゃや施設へのアクセスが含まれる⁶⁴。刑務所内に暮らす子どもが、自然光と屋外空間に直接アクセスできるようにすること⁶⁵。親及び養育者が、可能な限り子どもと一緒に過ごせるようにし、食事の準備や託児所に通うための着替えなど、可能な限り親としての責任を果たせるようにすること⁶⁶。これを促進するために、刑務所内の子どものための環境、施設、サービスを、可能な限り刑務所外のものに近づけること⁶⁷。

差別されることのないよう、これらの施設やサービスには、障害に必要なサービスや、外国人のニーズを満たす支援が含まれるようにすること⁶⁸。

刑務所に入る際に、子どもが小児保健専門家による検査を受けるようにすること⁶⁹。

子どもに対する身体検査は、子どもの尊厳を尊重した上で、慎重に行われるようにすること⁷⁰。

刑務所内に暮らす子どもが、拘禁されていない他の親や養育者、その他の家族との関係を維持できるようにすること⁷¹。

乳幼児が刑務所内で親の世話を受けていないときには、その世話をする適格な専門職が配置された託児所を設けること⁷²。

乳幼児と共に入所している親に対する懲罰としての隔離の使用をやめること⁷³。

可能な場合には常に、主たる養育者が子どもと同時に出所するようにすること⁷⁴。それができない場合、子どもの刑務所からの退去は、慎重に、かつ、子どもの最善の利益になると判断される場合で、代替的養護のために必要なすべての手配がなされたときにのみ、行われるようにすること(外国籍児童の場合は、領事官職員の関与を含む)。子どもを主たる養育者から分離するための準備は、子どもとその親が、トラウマとなりうる出来事に対して最善の備えができるよう、できるだけ早くから始めること⁷⁵。

親の拘禁により分離された子ども

代替的養護を受けている子どもが拘禁された親（または両親）との関係を維持するための支援を含め、（子どもの最善の利益になる場合には）子どもが拘禁された親との関係を維持できるようにすること⁷⁶。

定期的な面会を可能にし、また面会が子どもの尊厳とプライバシーを尊重した方法で行われるようにすること。これには、特別なニーズを持つ子どものための面会の促進や、子どもに対して行われるあらゆるセキュリティチェックが、子どもの尊厳とプライバシーの権利を尊重し、子どもに優しい方法で行われることが含まれる⁷⁷。子どもに最も近い適切な施設に親を収容する方針を採用し、

親に会うために長距離を移動しなければならない子どもには支援を提供すること⁷⁸。

子どもに優しい面会を提供すること。これには、時期や環境の調整が含まれ、可能であれば刑務所外の場所や面会時間の延長を活用すべきである⁷⁹。子どもが刑務所内の環境に触れることを制限し、親が釈放され戻ってきた場合に備えるために、可能な限り帰休による面会を促進すること⁸⁰。

欧州評議会が発表した、拘禁された親を持つ子どもに関する2018年勧告は、面会についてさらに詳細なガイダンスを提供しており、これには定期的な面会、子どもとの面会時における被拘禁者の尊厳ある服装の重要性、子どもに優しい面会スペースの構成要素、休日その他の特別な機会における面会、その他さまざまな側面に関するものが含まれている⁸¹。

親や養育者が刑務所に入所する際に、子どもの名前、生年月日、所在地、後見状況を記録し、これらの関係を支援し、子どもの安全を確保するために、この情報を最新の状態に保つこと⁸²。

家族との接触禁止が、決して懲罰措置として用いられないようにすること⁸³。

面会に加え、可能な場合には常に、音声通話やビデオ通話、ライブチャット機能を含むその他の手段により、定期的かつ柔軟な接触を促進すること⁸⁴。

国連の子どもの代替的養護に関する指針に沿って、親の拘禁によって分離され、あるいは刑務所から連れ出された子どもに、適切な代替的養護を提供し、監督すること⁸⁵。

終身刑を科された親の子ども

終身刑を科された親の子どもに対して、そうした子どもに特別な社会心理的ニーズその他のニーズを反映させ、具体的かつ適合的な心理的支援その他の支援を提供すること⁸⁶。

死刑を科された親の子ども^{※1}

死刑の適用を検討する際には、子どもの存在とその最善の利益を考慮すること⁸⁷。

幼い子どもや扶養児童のいる親に対する死刑を執行しないこと⁸⁸。

生命に対する権利に関する国際人権（自由権）規約委員会の一般的意見36号は、国家は以下のようにすべきであるとして具体的なガイダンスを示している。

…例えば、幼い子どもや扶養児童を持つ親など…死刑執行が極めて残虐であるか、本人や家族に極めて過酷な結果をもたらす者の…死刑の執行は差し控える⁸⁹。

死刑囚の親と共に拘禁されたすべての子どもは、親や養育者が死刑を執行された場合、安全な養育環境へと解放されるようにすること⁹⁰。

死刑を科され、あるいは死刑を執行された親を持つすべての子どもが、彼らが経験した固有の悲しみやトラウマに沿った⁹¹、適切かつ十分な支援を受けられるようにすること⁹²。

親の所在地や状況に関する情報を得る子どもの権利を擁護すること⁹³。

死刑囚を親または養育者を持つ子どもが、その親との最後の面会を行いまたはコミュニケーション

ンをとることができるよう、間近に迫っている死刑執行についての適切な情報を受け取れるようにすること⁹⁴。埋葬のために遺体を家族に返すか、遺体の所在を知らせること⁹⁵。

人権理事会決議30/5は、この点について明確なガイダンスを示しており、国家に対して以下を保証するよう求めている。

…親または養育者が死刑囚である子どもは…子どもの最善の利益にならない場合を除き、事前に、死刑囚との最後の面会またはコミュニケーションが可能となるよう、差し迫った死刑執行及びその日時・場所、埋葬のための家族への遺体の返却あるいは遺体の所在について、十分な情報の提供を受ける⁹⁶。

釈放と再統合

帰休制度や開放型刑務所その他の手段を利用し、拘禁された親の家族関係の再構築を、釈放前から支援すること⁹⁷。

データと訓練

これらの勧告を実施するため、国内の状況をよりよく理解するためのデータを収集し調査を行うこと⁹⁸。

拘禁された親を持つ子どもに接するすべての専門家が、子どもが必要とし得る支援を提供するための訓練を受け⁹⁹、これらの子どもに接する国家機関や市民社会が十分な資源を持つようにすること¹⁰⁰。

これらの勧告の実施を可能とするために、たとえばユニセフその他の国連機関などからの専門的援助を求めること¹⁰¹。

※1 ファニー・ファリオール（QUNO）、「死刑宣告を受けた、あるいは死刑を執行された親を持つ子どもの権利保護に関する専門家による法的分析」2019年2月。

脚注

- 1** 子どもの権利委員会は、乳幼児期 (early childhood) を8歳未満と定義する。一般的意見7(2005)「乳幼児期における子どもの権利の実施」2006年9月20日CRC/C/CG/7/Rev.1, パラ36(b).
- 2** Salvador Declaration on Comprehensive Strategies for Global Challenges: Crime Prevention and Criminal Justice Systems and Their Development in a Changing World, para.26.
- 3** United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules) A/Res/65/229 of 21 December 2010(バンコク・ルールズ).
- 4** バンコク・ルールズ規則2.2.
- 5** General Assembly Resolution 70/175 on the United Nations Standard Minimum Rules on the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules), A/RES/70/175 of 8 January 2016 (ネルソン・マンデラ・ルールズ), 規則 29.1.
- 6** E/CN.15/2014/L.12/Rev.1 (2015年5月15日) の付属文書である「犯罪防止及び刑事司法分野における子どもに対する暴力廃絶に関する国連モデル戦略及び実践的措置 (United Nations Model Strategies and Practical Measures on the Elimination of Violence against Children in the Field of Crime Prevention and Criminal Justice)」パラ 6(c).
- 7** 子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 (African Charter on the Rights and Welfare of the Child, OAU Doc. CAB/LEG/24.9/49 (1990), 1999年11月29日発効) 30条。
- 8** 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章30条に関する一般的意見1号：拘禁された親及び主たる養育者を持つ子ども (2013)」(The African Committee of Experts on the Rights and Welfare of the Child, General Comment No.1 on Article 30 of the African Charter on the Rights and Welfare of the Child: Children of incarcerated and imprisoned parents and primary care givers (2013))
- 9** The European Parliament resolution of 27 November 2014 on the 25th anniversary of the UN Convention on the Rights of the Child (2014/2919(RSP), para.13.
- 10** Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018).
- 11** Human Rights Council Resolutions (人権理事会決議):19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012(paras.69(a) and (d)), and 10/2, Human rights in the administration of justice, in particular juvenile justice (preamble);
Human Rights Committee Concluding Observations (国際人権 (自由権) 規約委員会総括所見):ボリビア (2013) パラ 20;
Committee on the Rights of the Child (子どもの権利委員会), 一般的意見14「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利 (第3条第1項)」(CRC/C/GC/14、2013年5月5月29日)、パラ28・69;
子どもの権利委員会総括所見:タイ(2006) パラ48, ボリビア(2009) パラ66, フィリピン(2005)パラ54, スーダン(2010)パラ63(c), チリ(2015)パラ27, イギリス(2016) パラ54(b), モンゴル(2017) パラ15(a), レソト (2018) パラ40, スペイン(2018) パラ30, バーレーン(2019) パラ35, ギニア(2019) パラ32;
Council of Europe, Committee of Ministers Recommendations (欧州評議会閣僚委員会勧告):Rec(2006)2 on the European Prison Rules, Rule 36.1, Rec(2018)5 concerning children with imprisoned parents para.2;
その他:
 Salvador Declaration on Comprehensive Strategies for Global Challenges: Crime Prevention and Criminal Justice Systems and Their Development in a Changing World (サルバドール宣言)パラ26;
 「犯罪防止及び刑事司法分野における子どもに対する暴力廃絶に関する国連モデル戦略及び実践的措置」パラ34(l);
 バンコク・ルールズ;
 World Health Organization Regional Office for Europe & United Nations Office on Drugs and Crime, Declaration on women's health in prison: correcting gender inequity in prison health (2009) (キエフ宣言)パラ4.2;
 ネルソン・マンデラ・ルールズ規則29.1;
 Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.3.
- 12** 子どもの権利条約 (国連総会決議 44/25、1989年11月20日採択) 3条1項。

- 13** 子どもの権利委員会一般的意見14「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利（第3条第1項）」（CRC/C/GC/14、2013年5月5日）パラ69.
- 14** 子どもの権利委員会総括所見:ウルグアイ(2015) パラ42(c), タイ(2006) パラ48, スーダン(2010) パラ63(c), フィリピン(2005)パラ54, エリトリア(2015)パラ52(c), ジンバブエ(2016) パラ55(c), スペイン(2018) パラ30, トンガ(2018)パラ44(b).
- 15** 子どもの権利委員会総括所見:ウルグアイ(2015) パラ42(c).
- 16** 子どもの権利委員会総括所見:モーリシャス(2015) パラ48, India (2014) パラ60.
- 17** Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018) para.1.
- 18** 子どもの権利委員会一般的意見14「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利（第3条第1項）」（CRC/C/GC/14、2013年5月5日）パラ80。
- 19** 子どもの権利委員会一般的意見14「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利（第3条第1項）」（CRC/C/GC/14、2013年5月5日）パラ81。
- 20** Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.6.
- 21** 子どもの権利委員会総括所見:ジャマイカ(2015) パラ22-23.
- 22** Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.33; Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.12.
- 23** 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.37;
子どもの権利委員会総括所見:モーリシャス(2015) パラ48, インド(2014) パラ60.
- 24** Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.30.
- 25** Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.12.
- 26** Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.13.
- 27** 拘禁に直面する親を持つ子ども及び拘禁された親を持つ子どもの最善の利益の評価についてのさらなる分析として、以下を参照。Jean Tomkin (Quaker United Nations Office, 2009) Orphans of Justice: In search of the best interests of the child when a parent is imprisoned: A Legal Analysis.
- 28** 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章30条に関する一般的意見」（ACERWC/GC/01 (2013)、同委員会第22常会（2013年11月4日－8日）において採択）パラ36.
- 29** Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011.
- 30** Human Rights Council Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(a).
- 31** 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章30条に関する一般的意見」（ACERWC/GC/01 (2013)、同委員会第22常会（2013年11月4日－8日）において採択）パラ13.1.
- 32** 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見:マラウイ(2018) パラ32(a).
- 33** Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018).
- 34** バンコク・ルールズ, Preliminary Observations, パラ12.
- 35** 子どもの権利委員会総括所見: オーストラリア(2012) パラ73(b).
- 36** 子どもの権利委員会総括所見: オーストラリア(2005) パラ41, イギリス(2008) パラ45(d), モーリシャス (2015) パラ48, エチオピア(2015) パラ72(c), アラブ首長国連邦(2015) パラ52(c), ハイチ(2016) パラ43(c).
- 37** 「犯罪防止及び刑事司法分野における子どもに対する暴力廃絶に関する国連モデル戦略及び実践的措置」パラ34(l); 子どもの権利委員会総括所見:メキシコ(2015) パラ44.
- 38** 人権理事会Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(e); 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.44;
子どもの権利委員会総括所見: オーストラリア(2012) パラ73(d).

- 39** 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.41;
欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018) para.1.
- 40** 人権理事会 Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(d).
子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.33.
子どもの権利委員会総括所見: イギリス(2008), パラ45(d);
子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: マラウイ(2018)パラ32(d).
Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, paras.4, 19.
- 41** 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.36;
欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.55-56.
- 42** 子どもの権利委員会総括所見: 朝鮮民主主義人民共和国 (2017) パラ35.
- 43** 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.32;
「犯罪防止及び刑事司法分野における子どもに対する暴力廃絶に関する国連モデル戦略及び実践的措置」パラ34(l);
欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), paras.8 - 11.
- 44** Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on Children of Incarcerated Parents, 30 September 2011, para.31.
- 45** European Court of Human Rights, Case of A v.Russia, Application no. 37735/09, 12 November 2019.
- 46** 子どもの権利委員会総括所見: バーレーン(2019) パラ35, ギニア(2019) パラ32, シンガポール(2019) パラ34, レソト(2018) パラ40, モンゴル(2017) パラ17(a), イギリス (2016) パラ54(a), チリ(2015) パラ27.
- 欧州評議会 Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), para.2.
- 47** 子どもの権利委員会総括所見: トンガ(2019) パラ44(b), スペイン(2018) パラ30, チリ(2015) パラ27.
- 48** 子どもの権利委員会総括所見: バーレーン (2019) パラ35, ギニア(2019) パラ32, トンガ (2019) パラ44(b), レソト(2018) パラ4, アラブ首長国連邦(2015) パラ52(c);
子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: マラウイ(2018) パラ32(a).
欧州評議会 Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), para.2, 10.
- 49** 子どもの権利委員会総括所見: チリ(2015)パラ27, イギリス(2016) パラ54(b), モンゴル(2017) パラ15(a), レソト(2018) パラ40, スペイン(2018) パラ30, バーレーン(2019) パラ35, ギニア(2019) パラ32.
- 欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), para.2;
その他:
Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers, Gabriela Knaul, A/HRC/29/26 of 1 April 2015, para.109;
Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.10.
- 50** 人権理事会 Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(a).
国際人権（自由権）規約委員会総括所見: ノルウェー (CPR/C/NOR/CO/5 of 25 April 2006) パラ16.
子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on Children of Incarcerated Parents, 30 September 2011, para.30;
子どもの権利委員会総括所見: ブルンジ(2010) パラ63, エチオピア(2006) パラ50, スーダン(2010) パラ63(b), モーリシャス(2015) パラ48, ハンガリー(2014) パラ43, イラク(2015) パラ57(a), インド(2014) パラ60, バングラデシュ(2015) パラ51, エリトリア(2015) パラ52(b), メキシコ(2015) パラ44, アラブ首長国連邦 (2015) パラ52(c), ハイチ(2016) パラ43(c), イギリス(2016) パラ54(b), ジンバブエ(2016) パラ55(b), モルドバ(2017) パラ27(g), カタール(2017) パラ28, レソト(2018)

パラ40, バーレーン(2019) パラ35, コートジボアール(2019) パラ43(b), ギニア(2019) パラ32, トンガ(2019) パラ44(b).

欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), para.2, para.10;

子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: アンゴラ(2017) パラ45, ベナン(2019) パラ42, コートジボアール(2017) パラ37, コモロ(2017) パラ28, マラウイ(2018) パラ32, アルジェリア(2015) パラ39, ガボン(2015) パラ48, マダガスカル(2015) パラ46, ブルキナファソ(2009) 7頁, ギニア(2014) パラ44, セネガル(2011) 見出し「Article 30」, スーダン(2012) 見出し「Article 30」;

その他:

バンコク・ルールズ 決議パラ9、規則64;

Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers, Gabriela Knaul, A/HRC/29/26 of 1 April 2015, para.109;

Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, paras.8-9, 11.

51 Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.6.

52 子どもの権利委員会総括所見: オーストラリア(2012) パラ73(a).

53 バンコク・ルールズ規則2(2); 子どもの権利委員会総括所見: イギリス(2016), パラ54(a).

54 Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.12-15.

55 人権理事会 Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(a);

子どもの権利委員会総括所見: ハンガリー(2014) パラ43, イラク(2015) パラ57(a), バングラデシュ(2015) パラ51, エリトリア(2015) パラ52(b), モルドバ(2015) パラ27(g), スペイン(2018) パラ30, コートジボアール (2019) パラ43(b), トンガ(2019) パラ44(b);

バンコク・ルールズ 決議パラ9、規則64.

56 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: アンゴラ(2017) パラ45, ベナン(2019) パラ42, マラウイ(2018) パラ32.

57 被拘禁者処遇最低基準規則 (1955年ジュネーブにて開催された第1回国連犯罪防止及び犯罪者処遇に関する会議により採択、1957年7月31日経済社会理事会決議663 C

(XXIV)及び1977年5月13日同決議 2076 (LXII)により承認) 規則23(1);

欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.34;

子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: マラウイ(2018), パラ32 (f).

58 欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.35;

子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: マラウイ(2018) パラ32(g).

59 World Health Organization Regional Office for Europe and United Nations Office on Drugs and Crime, Women's Health in Prison: Correcting Gender Inequity in Prison Health (Copenhagen, 2009).

60 United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules) A/Res/65/229 of 21 December 2010.

61 Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.15.

62 人権理事会 Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(b);

子どもの権利委員会総括所見: ボリビア(2005) パラ40, イラン(2005) パラ52, メキシコ(2006) パラ40, ボリビア(2009) パラ66, ネパール(2005) パラ52, エリトリア(2015) パラ52(c), メキシコ(2015) パラ44;

欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.36;

子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: レソト(2015) パラ53

63 「犯罪防止及び刑事司法分野における子どもに対する暴力廃絶に関する国連モデル戦略及び実践的措置」パラ38(d), (g);

Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.14;

子どもの権利委員会総括所見: メキシコ(2015) パラ44, ザンビア(2016) パラ64(h).

64 人権理事会 Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(b);

子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on Children of Incarcerated Parents, 30 September 2011, para.34;

子どもの権利委員会総括所見:ウルグアイ(2015) パラ42(a), ブルンジ(2010) パラ63, スーダン(2010) パラ63(a), フィリピン(2005) パラ54, タイ(2006) パラ48, ボリビア(2005) パラ40, イラン(2005) パラ52, メキシコ(2006) パラ40, ボリビア(2009) パラ66, ネパール(2005) パラ52, イラク(2015) パラ57(b), バングラデシュ(2015) パラ51, ブラジル(2015) パラ50, エリトリア(2015) パラ52(a), メキシコ(2015) パラ44, イラン(2016) パラ66, サモア(2016) パラ39, ジンバブエ(2016) パラ55(a), マラウイ(2017) パラ31, モルドバ(2017) パラ27(g), カタール(2017) パラ28, レソト(2018) パラ40, バーレーン(2019) パラ35, コートジボアール(2019) パラ43(a), ギニア(2019) パラ32, 韓国(2019) パラ35, トンガ(2019) パラ44(a); 欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.34, 37; 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: マラウイ(2018)パラ32(e), コモロ(2017) パラ28, シエラレオネ(2017) パラ31(d), レソト(2015) パラ54, マダガスカル(2015)パラ46;

その他:

バンコク・ルールズ規則9;

Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, in particular Section 5, paras.14-15.

65 Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.15; Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.37.

66 バンコク・ルールズ規則50;

Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.37;

Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.15.

67 バンコク・ルールズ規則51(2);

Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.3;

Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.15.

68 Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.15.

69 バンコク・ルールズ規則9.

70 バンコク・ルールズ規則21;

Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.21 & 23.

71 Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.37;

Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.37.

72 被拘禁者処遇最低基準規則（1955年ジュネーブにて開催された第1回国連犯罪防止及び犯罪者処遇に関する会議により採択、1957年7月31日経済社会理事会決議663 C (XXIV)及び1977年5月13日同決議 2076 (LXII)により承認）規則23(2);

バンコク・ルールズ規則42.

73 バンコク・ルールズ規則 22.

74 Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.20.

75 バンコク・ルールズ規則52(2), 54(2);

欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.38-40; 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見:シエラレオネ(2017)パラ31(e), レソト(2015)パラ54, ケニア(2009)パラ49.

Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.18.

76 人権理事会 Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(c);

子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, paras.35 and 38;

子どもの権利委員会総括所見: オーストラリア(2012) パラ73(c), スイス(2015) パラ53, スウェーデン(2015) パラ35, ボリビア(2005) パラ40, イラン(2005) パラ52, メキシコ(2006) パラ40, ネパール(2005) パラ52, フィリピン(2005) パラ54, ボリビア(2009) パラ66, タイ(2006) パラ48, イギリス(2008) パラ45(d), オーストラリア(2005) パラ41, ハンガリー(2014) パラ48, モーリシャス(2015) パラ48, ハイチ(2016) パラ43(c), 朝鮮民主主義人民共和国(2017) パラ35, 韓国(2019) パラ35;

その他

バンコク・ルールズ規則52(3);

Manfred Nowak, *The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty*, Chapter 10, Section 5, para.18.

77 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.38;

バンコク・ルールズ規則21;

子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: マダガスカル(2015) パラ46;

Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.21, 23.

78 Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.40;

子どもの権利委員会総括所見: スウェーデン(2015) パラ35; United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules) A/Res/65/229 of 21 December 2010, Rules 4 and 26;

欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), para.3, para 16

79 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.39;

子どもの権利委員会総括所見: スイス(2015) パラ53, スウェーデン(2015) パラ35;

欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.41-42. バンコク・ルールズ規則28.

80 Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, para.32.

81 Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018) paras.16-31.

82 バンコク・ルールズ規則3; Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), para.5, para.13.

83 バンコク・ルールズ規則23.

84 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.46; 欧州評議会, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, 4 April 2018, paras.25-26.

85 United Nations Guidelines for the Alternative Care of Children, A/RES/64/142 of 24 February 2010; Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.42.

国際人権（自由権）規約委員会総括所見: ボリビア(2013) パラ20.

子どもの権利委員会総括所見: ボリビア(2005) パラ40, イラン(2005) パラ52, メキシコ(2006) パラ40, サウジアラビア(2006) パラ70, ネパール(2005) パラ52, ボリビア(2009) パラ66, フィリピン(2005) パラ54, タイ(2006) パラ48.

86 子どもの権利委員会総括所見: バーレーン(2019) パラ35.

87 子どもの権利委員会総括所見: アラブ首長国連邦(2015) パラ52(a)

88 子どもの権利委員会総括所見: イラク(2015) パラ57(c); 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: シエラレオネ(2017) パラ31(c).

89 Human Rights Committee, General Comment No. 36 (2018) on article 6 of the International Covenant on Civil and Political Rights, on the right to life, para.49.

90 子どもの権利委員会総括所見: スーダン(2010) パラ63(d), イラク(2015) パラ56.

- 91** 子どもの権利委員会総括所見:アラブ首長国連邦(2015) パラ52(a); カタール(2017) パラ28; バーレーン (2019) パラ35, シンガポール(2019) パラ34.
- 92** Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers, A/HRC/29/26 of the 1 April 2015, para.77; Yearly Supplement of the Secretary-General to his quinquennial report on capital punishment, A/HRC/42/28 of 28 August 2019, para.37.
- 93** Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.44.
- 94** Human Rights Council Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(f).
- 95** Human Rights Council Resolution 19/37 on the Rights of the Child, A/HRC/RES/19/37 of 19 April 2012, para.69(f).
- 96** Human Rights Committee, Resolution 30/5 on the Question of the Death Penalty, A/HRC/30/L.11/Rev.1 of 30 September 2015, para.4.この決議は国連事務総長による死刑に関する5年毎の報告書への年次補充書、とりわけ2016年(A/HRC/33/20)及び2018年(A/HRC/39/19)のものにおいて繰り返し引用されている。
- 97** バンコク・ルールズ規則45; Council of Europe Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents of the 4 April 2018, paras.32, 41-44; 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会総括所見: レソト(2015)パラ54.
- 98** 子どもの権利委員会, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.45;
子どもの権利委員会総括所見: スイス(2015) パラ53;
バンコク・ルールズ規則68;
Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), paras.50-54;
Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.23.
- 99** Committee on the Rights of the Child, Report and Recommendations of the Day of General Discussion on *Children of Incarcerated Parents*, 30 September 2011, para.47;
バンコク・ルールズ規則33(3);
Council of Europe, Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents (4 April 2018), paras.7, 46-48;
Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.17.
- 100** Manfred Nowak, The United Nations Global Study on Children Deprived of their Liberty, Chapter 10, Section 5, para.22.
- 101** 子どもの権利委員会総括所見: ウルグアイ(2015) パラ42(d), フィリピン(2005) パラ54, スーダン(2010) パラ63(e), タイ(2006) パラ48, エリトリア(2015) パラ52(d).

QUNOオフィス

ジュネーヴ:

13 Avenue du Mervelet
1209 Geneva
Switzerland

Tel: +41 22 748 4800

Fax: +41 22 748 4819

quno@quno.ch

ニューヨーク:

777 UN Plaza
New York, NY 10017
United States

Tel: +1 212 682 2745

Fax: +1 212 983 0034

qunony@afsc.org

quno.org

クエーカー国連事務所

クエーカー国連事務所はジュネーヴおよびニューヨークにあり、国連の総合協議資格を持つ国際的な非政府組織「友会徒世界諮問委員会」(クエーカー)を代表しています。

QUNOは、国連その他の世界的な機関において、世界中の友会徒(クエーカー)の平和と正義に関する強い信念を高めるために活動しています。QUNOは、アメリカ・フレンズ奉仕団(the American Friends Service Committee)、キリスト友会英国年会(Britain Yearly Meeting)、世界中の友会徒コミュニティ、その他のグループや個人によって支えられています。

